

# 第6章

令和3年版  
再犯防止推進白書

## 民間協力者の活動の促進等、 広報・啓発活動の推進等のための取組

第1節 民間協力者の活動の促進等

第2節 広報・啓発活動の推進等



彼岸花

# 民間協力者の活動の促進等、 広報・啓発活動の推進等のための取組

## 第1節

## 民間協力者の活動の促進等

## 1 民間ボランティアの確保

## (1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】

警察は、2021年（令和3年）4月現在、少年警察ボランティアとして、少年補導員約4万8,000人、少年警察補助員約220人及び少年指導委員約6,300人を委嘱しているほか、2021年3月現在、大学生ボランティア約5,700人が全国で活動している。地域住民等の間にこれらのボランティアの支援活動等に協力する気持ちを醸成するため、新聞・テレビを始め、警察のウェブサイト<sup>※1</sup>や広報誌（紙）等を通じて、活動に関する広報を行っている。

法務省は、“社会を明るくする運動”（【施策番号101】参照）の広報・啓発行事や、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス（法務省（[https://twitter.com/MOJ\\_HOUMU](https://twitter.com/MOJ_HOUMU)）、法務省保護局（[https://twitter.com/MOJ\\_HOGO](https://twitter.com/MOJ_HOGO)、[https://www.instagram.com/moj\\_kouseihogo/](https://www.instagram.com/moj_kouseihogo/)））を通じて更生保護ボランティア（【コラム8】参照）の活動を紹介したり、啓発資材を作成・配布したりすることによって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

2020年（令和2年）7月には第70回“社会を明るくする運動”強調月間キックオフイベントを、また2020年11月には芸能事務所とのコラボレーションイベント「もっと知ってほしい！BBS会」を開催し、著名人と更生保護ボランティアによるトークイベントを行った。そのほか、全国各地で若年層を含む幅広い年齢層を対象とする広報活動を行った。

また、2019年（令和元年）5月総務省及び法務省は、連名により、地方公共団体に対し、保護司の人材確保等の保護司活動に対する一層の理解と協力について依頼を行った。

## (2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】

法務省は、2016年度（平成28年度）から、保護司活動インターンシップ制度を導入している。この制度は、保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する人等に保護司活動を体験する機会を提供することにより、地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的としている。

2020年度（令和2年度）も、地域の実情に応じたインターンシップを実施し、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動等への参加をきっかけに、保護司活動等について理解が深まり、実際の保護司の委嘱につながるなど一定の成果が見られたことから、引き続き同制度を続けていくこととしている。

## (3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】

保護司候補者検討協議会は、保護区内の保護司候補者を広く求め、必要な情報の収集及び交換を行うことを目的として、保護観察所と保護司会が共同で設置する協議会である。同協議会は、保護司のほか、町内会又は自治会関係者、社会福祉事業関係者、教育関係者、地方公共団体関係者、地域の事

※1 警察庁ウェブサイト「少年非行対策」URL  
（<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/index.html>）



情に通じた学識経験者等に参加の協力を得て開催されている。

法務省は、保護司会と協力し、同協議会において保護司適任者に関する有益な情報が得られるよう、地方公共団体の職員等、地域の実情をよく把握した人を協議会委員として選定したり、特に保護司が必要な区域を対象に同協議会を開催したりするなどの取組を行っている。また、地方再犯防止推進計画の策定に向けた地方公共団体に対する働き掛けなどの機会を通じ、地方公共団体に対して、保護司活動の意義についてより一層の理解と協力を要請している。

また、2019年（平成31年）3月に法務省と保護司の全国組織である更生保護法人全国保護司連盟が共同して策定した「保護司の安定的確保に関する基本的指針（改訂版）」（資6-90-1参照）においても、保護司活動インターンシップ（【施策番号89】参照）や同協議会を積極的に運用することとしているほか、2019年度（令和元年度）は、保護司適任者の確保に関し、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野の国民に対して保護司活動等について効果的に訴求する方策について調査研究を実施し、調査結果を取りまとめたマニュアルを作成した（資6-90-2参照）。

さらに、2020年（令和2年）2月に法務省と更生保護法人全国保護司連盟が共同で「保護司の適任者確保のための緊急行動宣言」を行い、2020年度は、更生保護官署と保護司組織がより緊密に連携し、保護司の適任者確保に向けた取組を緊急的かつ強力に推進するため、地方対策本部の設置を進めた。

#### 資6-90-1 保護司の安定的確保に関する基本的指針（改訂版）の概要

保護司の安定的確保に関する基本的指針【改訂版】（平成31年3月）の概要	
背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年3月に法務省保護局と全国保護司連盟が共同し、「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を策定</li> <li>○ 指針策定を受け、国、保護司組織において各種の取組を推進</li> <li>○ 一方、指針策定後も保護司の減少傾向や高齢化は改善されず</li> <li>○ 指針策定後の取組状況を検証し、保護司組織と共同して平成31年3月に指針を改訂</li> </ul>
保護司の安定的確保のための主な方策	
適任者の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>保護司適任者の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護司候補者検討協議会の効果的な運用や関係機関等への組織的な協力依頼</li> <li>・ 保護司適任者に関する人材情報の提供を含めた地方公共団体との協力の推進</li> <li>・ 保護司活動インターンシップの効果的な運用と実施に対する必要な支援 等</li> </ul> </li> <li>○ <b>保護司活動の広報啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な媒体を活用した積極的かつ戦略的な情報発信 等</li> </ul> </li> </ul>
保護司の定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>経験年数の少ない保護司に対する支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更生保護サポートセンターの効果的な活用</li> <li>・ 複数担当制の積極的な活用 等</li> </ul> </li> <li>○ <b>保護司の個々の事情に応じた適正な活動量及び活動内容等への配慮</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業等様々な事情に応じた活動内容の配慮 等</li> </ul> </li> <li>○ <b>効果的かつ効率的な保護司活動のための取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護司会運営の中心となる保護司や保護観察官の育成 等</li> </ul> </li> </ul>
意欲の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>保護司の活動意欲の尊重</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長く保護司活動に従事した人たちが等の活動環境の整備についての検討 等</li> </ul> </li> </ul>

出典：法務省資料による。

## 資6-90-2 「保護司の安定的な確保」のためのマニュアルの概要

## 「保護司の安定的な確保」のためのマニュアル

法務省において、民間のコンサルティング会社と連携し、保護司会が保護司の適任者を安定的に確保するための効果的な方法をまとめたもの。

主な内容	1 保護司会からのヒアリングや国民へのアンケート調査の結果から、保護司の担い手の探し方や広報の仕方を紹介するとともに、保護司確保に向けた効果的な活動のためのヒントを紹介している。
	2 保護司になれる人の特徴を次の4つに分類し、その特徴に応じた効果的なアプローチ方法を示している。
	(1) <b>今すぐ保護司になれる人</b> 保護司になるための方法を明確にして、 <b>自ら手を挙げやすいように働き掛ける</b> ことが効果的。例えば、他のボランティア活動や地域活動を通じた働き掛けが有効である。
	(2) <b>一部の活動であれば保護司になれる人</b> 一部の活動（処遇活動／研修や会合への参加／街頭や小中学校での広報活動）を希望しているため、 <b>活動のバランスについて相談できること</b> をアピールすると効果的
	(3) <b>ためらう理由が解消されると保護司になれる人</b> 処遇活動を複数担当制で行ったり、経験年数が少ない保護司が相談しやすいような環境を作ったりと、 <b>支援体制を手厚くすること</b> が効果的
	(4) <b>将来的に保護司になれる人</b> 仕事と両立できるよう <b>一部の活動に比重を置いた保護司活動を認める、活動時間を選択できる</b> ようにすることが効果的

活用方法	保護司会の困りごとを整理 どのような方法で保護司になれる人に呼び掛けをしたらいいかわからない…	マニュアルの該当部分を読む 困っていることに関係する部分を読む。	今後の計画について話し合う 保護司会等で今後の方針等を話し合ってみる。 ※マニュアルの参考様式を活用する。
			

出典：法務省資料による。

## ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

## (1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】

警察は、少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めている（【施策番号60、78、88】参照）。こうした少年警察ボランティア等の活動を促進するため、当該活動に関する広報の充実を図るとともに、謝金や交通費等を必要に応じて支給するほか、研修の実施や民間団体等が実施する研修への協力を推進するなど、支援の充実を図っている。

## (2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】

法務省は、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティアが、それぞれの特性をいかして活動することを促進するため、各種研修の実施を始めとする支援を行っている。また、保護観察所は、各都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者（2021年（令和3年）4月現在、全国で67事業者）と連携し、同事業者が行う保護司等の更生保護ボランティアの円滑な活動を支えるための助成、研修等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動等を推進している（【コラム9】参照）。

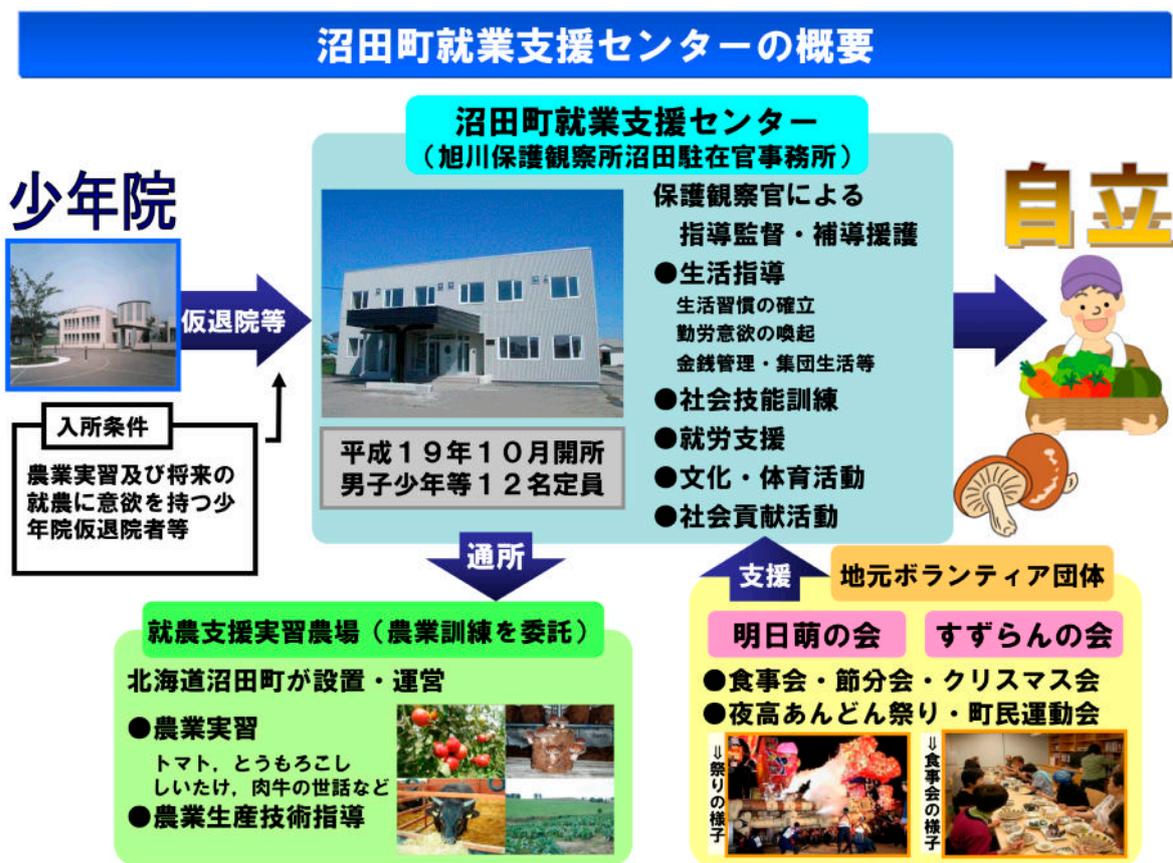
2014年度（平成26年度）から、民間協力者による更生保護の諸活動を一層充実したものとするため、保護司会、更生保護女性会及びBBS会の相互の連携を強化することに焦点を当て、各団体の取組を共有するとともに、新たな連携方策を検討するための講義及びグループワークを行うことなどを主要内容とする三団体合同の研修も各地において行っており、同研修がきっかけとなって“社会を明

るくする運動”（【施策番号101】参照）における広報啓発活動等で具体的な連携が進むなど、効果を上げている。

また、保護司の複数担当制（保護観察事件や生活環境調整事件について、1件の事件につき複数の保護司が事件担当として指名されるもの）（【施策番号98】参照）や地域処遇会議（複数の保護司が集まり、処遇や地域活動に関して情報の交換や共有を行うための会議や打合せ会）等、保護司相互の相談・研修機能を促進する取組を行っているほか、保護司会が関係機関との連携を更に促進し広報啓発活動をより充実して行うことができるよう、引き続き、保護司及び保護司会活動への支援の充実を図っている。

なお、2018年度（平成30年度）及び2019年度（令和元年度）においては、法務省保護局、北海道沼田町及び特定非営利活動法人日本BBS連盟の共催により、沼田町就業支援センター※2（資6-92-1参照）において、BBS会員が同センターの入所少年と農業実習等を体験するプロジェクトを実施するなど、BBS活動の更なる充実を図るための支援を行った。また、2020年度（令和2年度）においては、BBS会において、法務省保護局が作成した研修教材（施策番号96参照）を参考に、クラウドファンディングにより、このプロジェクトを継続するための資金を独自に確保した。

資6-92-1 沼田町就業支援センターの概要



出典：法務省資料による。

※2 沼田町就業支援センター

2007年（平成19年）に北海道雨竜郡沼田町に開所した、旭川保護観察所沼田駐在官事務所に付設する宿泊施設に少年院を仮退院となった少年等を宿泊させて保護観察を実施するとともに、沼田町が設置運営する農業実習施設において、専門指導員の下で農業に関する訓練を実施することにより、農業を中心とした就業、自立を促進し、改善更生を図ることを目的とする施設。

**(3) 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】**

更生保護サポートセンター（資6-93-1参照）は、保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点である。多くの更生保護サポートセンターでは、保護司が保護観察対象者等との面接場所の確保が困難な場合に利用できるよう面接室も備えているほか、更生保護サポートセンターは、保護司会活動の活発化や地域のネットワークの構築の拠点としても機能している。

法務省は、2008年度（平成20年度）から、地方公共団体等と連携して更生保護サポートセンターの整備を行い、2019年度（令和元年度）末までに全ての保護司会に整備した。更生保護サポートセンターは、市役所、福祉センター、公民館等に設置されている。

**資6-93-1 更生保護サポートセンターの概要**

**更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進**

- 保護司・保護司会の地域における活動拠点
- 保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用するなどし、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐
- 地域の関係機関・団体との連携推進や保護司の行う処遇活動に対する支援を実施
- 平成20年度から整備し、令和元年度末までに全国の保護司会に整備

**更生保護サポートセンターの機能・効果**

**保護司の行う処遇活動への支援**

- ・保護観察対象者やその家族との面接場所の提供
- ・保護司の行う処遇活動に関する相談への対応
- ・保護司同士の処遇協議や情報交換等

**地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進**

- ・地域のニーズ等を踏まえた犯罪予防活動の企画・実施
- ・一般住民からの非行相談の実施

**地域支援ネットワークの構築**

- ・地域の様々な機関・団体との処遇協議等の連携
- 地方公共団体、教育委員会・学校、児童相談所、福祉事務所・社会福祉協議会、警察・少年センター、ハローワーク

**地域への更生保護活動の情報発信**

- ・更生保護や保護司会活動に関する情報の発信
- ・保護司適任者の確保  
(保護司候補者検討協議会の企画・実施、保護司活動インターンシップの企画・実施)



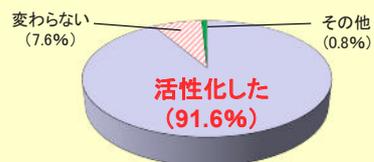
**保護司会における関係機関との協議会実施回数**



※サポセン設置による地域連携の状況  
(対象:平成25年度設置90地区)

**設置により地域での支援ネットワークが拡大**

**保護司会活動の活性化について**



(平成29年度までにサポートセンターを設置した501地区を対象)

**設置により保護司の活動意欲が向上し、活動が活発化**

出典：法務省資料による。

## C O L U M N 8

## 再犯防止を支える民間協力者の方々

矯正施設や更生保護の分野で活動している民間協力者の方々に、その取組について伺いました。

1 篤志面接委員<sup>※3</sup>

多摩少年院 大塚 啓志

**Q：篤志面接委員になったきっかけを教えてください。**

**A：**定年後は社会貢献活動をしたいと考えていたところ、退職時に元矯正職員の知人から篤志面接委員の存在を教えてくださいました。その後、篤志面接委員制度のパンフレット等を拝読して、是非参加したいとお伝えしたことがきっかけです。

**Q：篤志面接委員のやりがいを教えてください。**

**A：**自分の言葉が少年の生き方に新たな希望とヒントを与え、社会内で更生する手助けになると実感したときにやりがいを覚えます。

いわゆる「オレオレ詐欺」事件の受け子の少年には、「被害者のその後を知っているかい。」と問い掛けたり、少年が被害者に与えた物的・金銭的・精神的損害を金銭に換算するとどのくらいになるのかを説明したりしています。また、「役割分担の程度」や「手にした分け前の金額」で責任の範囲が決まるわけでないことを理解させ、犯罪がいかに割に合わない行為であるかについて認識させるとともに、被害者の人生を狂わせたことに向き合わせます。自らの責任を漠然としか理解できていなかった少年が、自らの責任と正面から向き合い、二度とこのような愚かなことをしないと決意表明した後、面接を重ねていくにつれて、表情が明るくなっていくのを見ると、やりがいを感じます。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処を教えてください**

**A：**新型コロナウイルス感染症が社会経済全般に多大な影響を及ぼす中、篤志面接活動も大きな影響を受けています。具体的には、個人面接の際に、少年との間に飛沫防止用のパーティションが設けられ、ソーシャルディスタンスを保って面接することとなっているほか、定期的に換気することとなっています。また、地域の感染拡大状況によっては、篤志面接活動が中止となることもあります。

小規模の室内で少年と対面し、時間をかけて会話するこれまでの面接のスタイルを今後も維持できるか固唾をのんで見守りつつ、新しいニーズや生活様式の変化に対応できる新たな篤志面接活動の在り方について、思いを巡らせているところです。

**Q：印象に残っている対象者の体験談を教えてください**

**A：**飲酒・無免許運転による交通事故で被害者に多額の損害を与えた少年が印象に残っています。

その少年から、「民事責任は自分でなく親が負うのか。」「祖父母が損害賠償金を支払うと聞いたが、祖父母に支払義務はあるのか。」といった相談を受けました。私は、未成年者でも中学生程度になれば責任能力はあり、不法行為による損害賠償責任は自らが負うこと、当然、祖父母には責任はないことなどを説明しました。また、少年は気持ちの浮き沈みが激しく、規律違反を繰り返す



面接の様子

※3 篤志面接委員  
【施策番号98】参照。

など感情のコントロール方法に課題があったため、少年院における生活についても相談に乗っていました。

出院後は自分の力で被害弁償をして、将来は飲食店を経営したいと笑顔で話していた少年でしたが、新型コロナウイルス感染症に関する報道を見るたびに、少年の面影を重ねて息災を願う昨今です。

## 2 教誨師<sup>※4</sup>

府中刑務所 高岡 精司

**Q：教誨師になったきっかけを教えてください。**

**A：**教誨師を務めていた先輩の紹介で、教誨を始めました。教誨師になる際、学生時代に法学の講義で、「法律とは涙を去って律すること」と解説を受けたことを思い出しました。そうであるならば、私は教誨師として、罪を犯し、刑の執行を受ける人々に涙を持って接し、更生の道を共に考える存在になろうと心得たのでした。

**Q：教誨師のやりがいを教えてください。**

**A：**被收容者と接していて、彼らが早い時期に宗教に触れる機会があれば、犯罪を回避することができたのではないかとと思われることが多くありました。知識として宗教による考え方を参考にできれば、罪を犯すことを回避し、被害者と加害者が生じることもなかったかもしれません。

教誨師とは、信仰を強制することなく、宗教を礎にした考え方を話し、正しい生き方を被收容者と共に考える存在だと思います。活動を重ねる中で、常に中立の立場を崩さず、罪を責めることなく、被收容者の立場に立って一緒に人生を考えていくことが大切だと思うようになりました。最初は厳しい視線で私を見ていた被收容者と幾度も話を重ね、やがて彼らの顔に笑顔が浮かぶようになったとき、教誨師の活動の大切さが理解できたように感じられたのです。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処を教えてください**

**A：**矯正施設では、厳正な規律の下、健康な心と身体で社会復帰を目指す努力が日々なされているものと承知しています。そのため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期には、教誨活動が中断されてしまうなど、満足に教誨活動を実施できない状況が続いています。

一般社会ではリモートによる会議や教育が行われていますが、矯正施設においては施設内の規律秩序の維持と被收容者の権利擁護、そして、外部協力者の安全確保を踏まえると、現状ではリモートによる教誨を行うことは困難でしょう。したがって、教誨師一人ひとりが正しい情報による感染症拡大防止に努めるとともに、一般社会における感染が収束へ向かう状況が来て、ようやく教誨活動が正常化されるのではないのでしょうか。それまで教誨師は、自己の研鑽<sup>けんさん</sup>に励むことが大切であると考えています。

**Q：印象に残っている体験談を教えてください**

**A：**知り合いの住職が自分の寺で法話会を行っていたとき、聴衆の一人がその住職に次のように話しかけたそうです。「自分は刑務所で高岡教誨師の教誨を受けたが、お勤めの読経をする意義の説明を受けなかった。」

この話を聞いたとき、思い返すと心当たりがありました。出所した被收容者が再犯をして再び刑務所に戻り、私の教誨を求めて来たことが度々あったため、「教誨を行ってもまた戻ってくる。自分の教誨は役立っていないのか。」という思いに満ち、初心を忘れ、一方的に話をする教誨になってしまっていたのです。しかし、被收容者が社会復帰し、偶然にも知人の住職<sup>しゆしやく</sup>の法話会に参加して、話をしてくれた。このことが私の慢心を諫めてくれました。それからというもの、私は元被收容者の言葉に感謝して、初心を忘れることなく、被收容者に接していくように心掛けています。



集団教誨の様子

※4 教誨師  
【施策番号98】参照。

### 3 矯正施設で活動するその他の民間協力者

FC東京クラブコミュニケーター 石川 直宏

**Q：少年院での活動を始めることになったきっかけを教えてください。**

**A：**FC東京普及部のコーチが多摩少年院を訪問してサッカー教室をする機会があり、その際に一緒に参加したのがきっかけです。

現役を引退して、FC東京クラブコミュニケーターとなり、FC東京を地域に愛されるクラブにしているために、地域社会と一体となって行うホームタウン活動にも積極的に関与していく中で依頼があったものです。サッカー教室だけでなく、当クラブの施設で少年たちの職業体験を受け入れた際も、少年と話をしたりしています。

**Q：活動のやりがいを教えてください。**

**A：**職業体験の一環として、少年たちにクラブの施設へ来てもらった際は、歓声を浴びてスタジアムで躍動する選手たちが繰り広げる試合の裏側でピッチや芝の手入れ、ジャージ、スパイクの準備などに多くの人が関わっていることや、その一員として「自分も役に立っているんだ。」という充実感・達成感を感じてもらえたらと思っています。少年たちにとって「誰かを応援し、その応援で誰かのチカラになった。」という体験になってくれたのであれば、こんなに嬉しいことはありません。少年たちと関わる時、正直最初は構えてしまうところもありましたが、サッカーを通じて段々と彼らと距離を縮めることができ、最初は見られなかった少年たちの笑顔や明るい表情を見ることができました。また、少年たちからは、私たちの姿を通じて、「社会でも頑張れそうだ。」「チャレンジする勇気をもらえた。」といった、前向きな言葉を聞くこともできました。サッカーが持つ力、またクラブとして取り組んでいる地域社会と一体となった活動の価値を再認識することにつながりました。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処を教えてください。**

**A：**緊急事態宣言の発令に伴い、これまでのように少年たちを招いて、クラブの施設での職業体験の機会を作ることができなくなってしまいましたが、多摩少年院との関係が途切れないよう、ビデオレターを通じて少年院にメッセージを届けるアクションを提案させていただきました。少年たちには、自己肯定感を高めてもらうこと、社会から取り残されていると思ってもらいたくないこと、社会で応援している人もいることをきちんと感じてもらいたくて、ビデオメッセージに想いを込めて届けました。多摩少年院からは、ルヴァン杯の決勝（注）前に激励メッセージを書いたボールを贈ってもらい、選手からもお礼や決勝戦への決意を、改めてメッセージとして届ける形で交流を続けてきました。また、多摩少年院を長くサポートされてきた地域の皆さんに対しても、私たちのクラブがこうした交流を重ねていることを報告し、応援してくれている人々の横のつながりが広がっていくように心掛けています。

（注）ルヴァン杯の決勝

2021年（令和3年）1月4日に開催されたJリーグYBCルヴァンカップ決勝（柏レイソル対FC東京）

**Q：活動を行う上で心掛けていることを教えてください。**

**A：**年齢や立場に関わらず、フラットな関係性やコミュニケーションを意識しています。これは、相手が誰であっても意識していることで、まず相手に対して興味を持って、相手のことを知りたいと思うこと、話を聞くことを大事にしています。

サッカーを通じて大切に思っているのは相手をリスペクトすることです。ファン・サポーターや味方チームはもちろん、相手チームに対しても、リスペクトを持たないとサッカーは成り立ちません。選手時代に、けがをしたり、試合に出られないときは、苦しい反面、周りの人からの応援などを実感できる時間でもありました。うまく行っていないときこそ、色々な人の声が心に響いて、それが困難を乗り越える力になりました。少年院の少年たちもまた、つまずいた経験があるという点では自分に重なる部分もあって、周囲の人からの頑張れと



FC東京普及部のコーチメンバー



また、“社会を明るくする運動”の広報活動については、非接触型の活動として、広報車を利用し、保護区内を約1週間にわたって巡回して実施しました。広報車による巡回は、地域住民に直接訴える良い機会となりました。

**Q：力を入れている取組について教えてください**

**A：**“社会を明るくする運動”の活動の一環として「心に花を咲かせようプロジェクト」を発足させました。

更生保護サポートセンターで試行的に、社明運動のシンボルであるひまわりを種から育てました。今後、苗を保育園、コミュニティセンター、更生保護施設佐世保白雲や駅の構内等に配るほか、休耕地も利用してひまわりの花を咲かせる予定です。

更生保護に対し深い関心を持ってもらい、意識の高揚が図られることを願って活動を行っています。

## 5 更生保護女性会<sup>※6</sup>

鹿児島県更生保護女性連盟 長野 瑛や子

**Q：更生保護女性会に入ったきっかけを教えてください。**

**A：**私自身が、人のために尽くす教えである「島津いろは歌」(注)の7首「科ありて 人を斬るとも 軽くすな いかす刀も ただ一つなり (解釈：悪いことをしたからといって、その人を軽々しく罰してはいけません。もう一度チャンスを与えて生かすこともできるのです。)」を知り、戦国時代から博愛の精神が詠まれていることに深く感銘を受けたこと、また先達の教えもあって自然に人のために尽くす活動をしようと考えたこと、そして島津久子日本更生保護女性連盟名誉会長の長年の思いを綴られた著作「星に花に愛」に感銘を受けたことから、更生保護女性会に入会しました。

(注) 戦国武将島津忠良が、5年余の歳月をかけて完成させたという47首の歌。のちに薩摩藩で教育基本の精神となったといわれる。

**Q：更生保護女性会のやりがいを教えてください。**

**A：**鹿児島県においても地方再犯防止推進計画が策定され、その取組の一つとして、保護司会やBBS会と連携して、刑務所出所者や保護観察を終えた人などを対象に「ひまわり教室」を実施しています。

料理教室やグランドゴルフ、農業体験等を通じて楽しく居場所づくりや仲間づくりをすることで、再犯防止につながればと思って活動をしています。

料理教室で鹿児島のふるさとの味「がね」(芋、ニラなどのかき揚げ)をみんなで作ったときには、料理をしたことのない人も多く、不格好な「がね」がたくさん出来上がりました。それでも自分たちで作った料理は格別美味しく感じられるようで、「はじめてこんな料理作った!」「はじめてこんな料理食べた!」と興奮気味にたくさん平らげる彼らの様子を見て、とても嬉しく感じました。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処を教えてください**

**A：**昨年度は、「ひまわり教室」で計画していた様々な行事が、新型コロナウイルスの影響で中止を余儀なくされました。でも、「コロナだからこそできることをやろう!」と心機一転、考え方を変えて、感染症対策を取りやすい屋外での「農業体験」と「そば打ち体験」を新たに計画しました。

感染拡大が落ち着いてきた2020年(令和2年)9月、感染症対策をしっかりと行った上で、農業経験者の指導のもと、みんなでそばの種まきを行いました。そして年越しそばに合わせて2020年12月上旬に収穫をしたのですが、感染拡大の影響で



更生保護女性会によるそばの植え付けの様子

※6 更生保護女性会  
【施策番号59】参照。

延期となり、拡大状況が落ち着いた2021年（令和3年）3月上旬、収穫したそばを使って自分たちでそば打ちをし、みんなでかけそばを食べることができました。食べ終わった後は「心の相談員」として、参加者に対して「何か困ったことはない？」などと雑談の中で声をかけます。みんな心を開いて涙を流しながら話してくれました。

**Q：今後、更生保護女性会としてどのような取組みをしていきたいか教えてください。**

**A：**地域に受け皿となる居場所があれば、出所者にとってどれほど心強いことでしょうか。「ひまわり教室」では、今後も保護司会やBBS会のみならず、更生保護法人、協力雇用主会、県や市町村とどんどん連携の輪を広げ、例えば空き家を活用する等、多角的な支援を可能として、より良い居場所づくりに取り組んでいけたらと思っています。

また、将来的には、「心の相談員」の育成に力を入れていきたいと考えています。更生保護ボランティアには保護司・更生保護法人・BBS会等様々な関わり方がありますが、更生保護女性会としての特性を生かし、支援が必要な方に対し、優しさや奉仕の精神、慈しみを持った関わりのできる「心の相談員」を育成することで、一人でも多くの方の心に寄り添い、より良い居場所づくりに貢献していきたいと考えています。

## 6 BBS会<sup>※7</sup>

SGU江別BBS会 工藤 大輝

**Q：BBS会員になったきっかけを教えてください。**

**A：**元々高校生の頃から、ボランティアのような、人のために何かをすることが好きでした。その後、大学に入学した際、同期から「BBS会というボランティアサークルがある」と教えてもらったのをきっかけに、活動に興味を持ち入会しました。

**Q：BBS会における活動のやりがいを教えてください。**

**A：**活動に関わる少年や子どもたちは、私たちには想像がつかないような環境に置かれていることが多いです。彼らと“ともだち”という対等な立場に立つことで、新たな価値観に出会うことも多く、活動では、BBS会員が少年や子どもたちを一方的に支援するだけでなく、逆に少年や子どもたちから何かを与えられることもあり、充実感があります。

そんな彼らとの関わりの中で、どのような関わり方が最善なのかを考えながら新しいことにチャレンジし、その結果、少年や子どもたちとより良い関係を築くことができたり、活動に関係する大人の方々に認めてもらえたりすると、「学生である自分にも誰かのためにできることがあるのだな」とやりがいを感じます。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処を教えてください。**

**A：**私たちの活動の根幹は人と人との関わりなので、コロナ禍の中ではどうしても出来ることが限られてしまいます。そんな中でも、なんとか少年や子どもたちと関わることはできないか、模索しているところです。

また、大学での対面講義が無くなったことで、新しく入会してくれた会員と一度も顔を合わせる事ができないという問題も発生しています。新会員とは定期的に連絡をとって、できる限り繋がりを保つようにはしています。

**Q：SGU江別BBS会が行ったクラウドファンディングによる資金調達について、取組を始めた経緯や苦労したこと、工夫したことなど教えてください。**

**A：**2018年（平成30年）から、少年院を仮退院し沼田町就業支援センターに入所している少年たちと交流する活動を開始しました。しかし、この活動の予算は2年間の期限付きだったので、予算がない3年目以降に沼田町就業支援センターでの活動を続けることは困難でした。沼田町就業支援センターでの

※7 BBS会  
【施策番号59】参照。

活動に強い思い入れがある会員もおり、その活動が終了を余儀なくされることは残念でなりません。そこで、沼田町における活動の資金を調達するため、クラウドファンディングに挑戦することになりました。

クラウドファンディングを行う上で一番難しかったのは、取組を様々な方に知ってもらうことでした。開始直後は、沼田町やBBS会の関係者の方からの支援が多かったのですが、関係者だけではなく、更生保護の活動自体をあまり知らない人にもこの活動を知ってもらいたいと考えようになりました。そこで、地域の新聞に、当会のクラウドファンディングについての記事を掲載していただくことにしました。こうしたより広い層の方に活動を知ってもらうための工夫が功を奏したのか、結果的には目標の倍額以上の寄附を集めることができました。この寄附を活用して、沼田町就業支援センターにおける活動を2020年（令和2年）も実施することができました。



BBS会員が少年と一緒に農作業を行っている様子

## 7 協力雇用主<sup>※8</sup>

山梨県の協力雇用主 TAC武田消毒株式会社代表取締役 中村 猛志

**Q：協力雇用主になったきっかけを教えてください。**

**A：**知り合いの協力雇用主の方から話を聞き、協力雇用主の存在を知りました。最初は刑務所を出られた方を雇用することに対して迷いもありましたが、立ち直り支援に興味があり、彼らが将来的に再犯しないことに繋がるならば協力したいという思いから、協力雇用主になりました。

**Q：協力雇用主のやりがいを教えてください。**

**A：**これまで3名の保護観察対象者を雇用したことがあり、そのうち2名は勤続期間が3年近くになりました。

当社では、社員全員に日報を手書きで書いてもらい、私が本人の上司や同僚から業務の報告を受けます。仕事に関するものなので、うそを書けばわかりますし、心が入っていないことも文脈一つから伝わります。字を見ても、今日は調子がいいなということが読み取れます。彼らの日報を読むと、一日一日、少しずつ変わっていく姿が感じられ、彼らが会社の雰囲気や溶け込んでいこうと努力していることが伝わってきます。日報だけでなく、入社してから彼らの目つきや言葉遣いも徐々に変わり、今では他の社員の模範となるような社員になってくれました。彼らが日々研鑽を重ねていく姿がとても頼もしく、少しずつ変わっていく彼らの姿を見ることは、自分のやりがいにも繋がっています。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処について教えてください。**

**A：**長期に及ぶコロナ禍により、当社も会社運営の厳しさが増していますが、消毒業務だからこそ、県内の行政機関や企業等から新型コロナウイルス関連での業務依頼があり、社員一丸となって頑張っている状況です。

深夜に消毒業務を行うこともあり、これまでの雇用形態とは異なる部分や、重要度の増した緊張感のある仕事に対し、彼らは嫌な顔一つせず、一



業務の様子

※8 協力雇用主  
【施策番号1、2】参照。

層の責任感を持って取り組んでくれています。新型コロナウイルス感染症対策の現場の第一線で働く方々の苦勞についても、思いをはせて口にすることがあります。

刑務所の中では、指示を受けたことをこなしていけばよかったかもしれませんが、当社では、必ず「なぜなのか」と自分の頭で考えてもらいます。普段から考えることを実践し、自分の役割への意識や、他人を思いやる想像力が培われた彼らだからこそ、コロナ禍の激務でも活躍してくれたのだと思います。

**Q：協力雇用主として、保護観察対象者と関わる上で、大切にしていることを教えてください。**

**A：**犯罪や非行をした人だからといって特別扱いをするのではなく、人間対人間であることを常に意識して接しています。「いつ辞めてもらってもいい。」と思いながら接していると本人たちにも伝わるので、こちらも彼らと真摯に向き合っています。

お客様が喜ぶことを第一に考えることが当社の経営理念であり、保護観察対象者にも会社のことを理解してもらうために、この経営理念を繰り返し伝え続けてきました。そうすることで、彼らも当社の理念を理解し、仕事にも一生懸命取り組んでくれています。

仕事を通して自分自身で考える力を身につけ、働きがいややりがいを見付けることが、彼らが社会の中で立ち直っていくことに繋がるのではないかと考えています。今後も、彼らが自ら気付きを得られるまで何度も会話を重ねることを大切にしていきたいと思っています。

## 8 更生保護協会<sup>※9</sup>

更生保護法人滋賀県更生保護事業協会 事務局長 新庄 博志

**Q：滋賀県更生保護事業協会の組織概要を教えてください。**

**A：**当団体は1939年（昭和14年）、滋賀司法保護委員事業助成会を起源とし、社団法人、財団法人を経て1996年（平成8年）に更生保護法人となりました。会員数770名、役員は地元経済界や市町村長会、更生保護団体による理事16名、監事2名、評議員は22名です。事務局は滋賀県更生保護ネットワークセンターにあります。

**Q：活動内容を教えてください。**

**A：**更生保護事業法に係る事業・活動を基本としています。保護観察所と連携して、更生緊急保護対象者や生活に困窮した保護観察対象者に対し、金品給与を行っています。また、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主への身元保証を年間50件程度扱っています。さらに、県内の更生保護関連団体と更生保護施設に対する助成や、犯罪予防、更生保護の啓発活動といった活動も行っています。具体的には、20近くの組織・団体に助成するとともに、滋賀県保護司会連合会と共同で年2回、機関紙「更生保護びわこ」を発刊し、関係機関に配布しています。毎年7月に行われる「社会を明るくする運動」では、諸団体に対し啓発資料・資材を提供しています。近年では、滋賀県からの「再犯防止地域支援員設置事業」の受託や、休眠預金活動事業から資金提供を受けた「更生保護団体による息の長い支援基盤整備事業」を実施するなど活動の輪を広げています。

**Q：新型コロナウイルス感染症の影響とそれに対する対処を教えてください**

**A：**新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、早急に事務局のICT化を進めました。会計管理はクラウド会計に移行し、オンライン会議を実施できるシステムを導入しました。県内更生保護団体事務局や各保護区の更生保護サポートセンターに対しても、オンライン会議が実施できるよう支援をしています。一方で未だ大規模な集会や各種行事は中止や縮小を余儀なくされ、情報共有や意思疎通に苦慮しているところです。また、手渡しによる啓発資材の配布が困難なため、地元テレビ放送局と協力し、報道情報の提供や、啓発番組の制作も行いました。その結果、滋賀県知事と滋賀県内の更生保護団体の長との懇談会の様子の報道や、協力雇用主会の研修の様子が実際の協力雇用主へのインタビュー番組が放映される

※9 更生保護協会

保護司、協力雇用主、更生保護女性会、BBS、更生保護法人等更生保護に協力する民間人・団体に対して助成、研修会の実施、顕彰等を行い、その活動を支援する団体。全国組織である日本更生保護協会と、各保護観察所に対応する形で都道府県単位の更生保護協会がある。

などし、各方面から好評を得ました。このように、コロナ禍の終息後にも繋がる取組が実施できました。

**Q：滋賀県更生保護事業協会として実施している、保護司会等の民間団体の活動をサポートする取り組みについて、教えてください**

**A：**滋賀県においては、保護観察を終えた後も支援の必要な方を対象とした、更生保護団体による息の長い寄り添い支援の取組を始めています。当協会は更生保護関係者が地域の再犯防止活動に関わることが一番の近道だと考え、推進法の理念の伝播と同期させながら更生保護関係団体の活動を支援しています。守山保護司会は協力雇用主会と連携した就労支援サポート事業を、彦根保護司会と高島保護司会は、子供食堂やスポーツ研修を企画し、寄り添いや見守り事業を実施しています。今後はこうした各地域の独自事業を進め、更生保護サポートセンターを軸とした地域の福祉や雇用、教育、医療等の関係者とのネットワークを築き、相談や支援体制の充実を図ることを計画しています。「支援者である更生保護関係団体への支援」と「網の目のネットワーク」を構築することは、地域の再犯防止に必ず寄与するものと思います。



オンライン会議の様子

### 3 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

#### (1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】

更生保護施設（【施策番号26】参照）等を退所するなどして地域で生活している刑務所出所者等の自立更生のためには、これらの者に対する処遇の知見等を有している更生保護施設が、地域社会に定着できるまでの間の継続的な支援を行うことが有効である。そこで、法務省は、更生保護施設に対し更生保護施設退所者等への生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を委託する取組（「フォローアップ事業」）（資6-94-1参照）を行っており、2020年度（令和2年度）の委託実人員は208人、延べ人員は1,239人であった。

## 資6-94-1 更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要

## 更生保護施設に対する「通所処遇」の委託 (フォローアップ事業：平成29年度～)

## 目的

(更生保護施設を退所するなどして) 地域に居住している者の自立更生のため、更生保護施設の有する処遇の知見等を基にした**継続的な支援**を実施するもの。

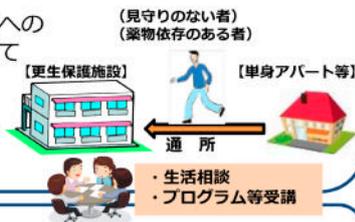
## 内容

- **生活相談支援**  
更生保護施設職員の面接等による**生活相談への対応**(自立更生に向けた**助言・支援**)
  - **薬物依存回復支援**
    - ①更生保護施設職員等が実施する**薬物依存回復プログラム**
    - ②更生保護施設職員等が実施する**グループミーティング**(※)
- (※) 依存性薬物の使用経験がある者が自らの体験を話し合い、依存からの回復を目指す集団処遇

## 対象

**保護観察対象者及び更生緊急保護対象者**のうち、**支援内容に応じて**、次の者が対象

- ①生活相談支援  
原則として**更生保護施設を退所した者**のうち、更生保護施設への**通所が可能**であり、自立更生に向けた生活上の課題解決に向けて生活相談支援が有用であると認められる者
- ②薬物依存回復支援  
更生保護施設への**通所が可能**であり、依存性**薬物への依存**が認められる者



## 法制上の位置付け

- **一時保護事業**(更生保護事業法第2条第3項)
- 補導援護及び更生緊急保護における「**社会生活に適應させるために必要な生活指導**」(更生保護法第58条第6号, 第85条第1項)の委託

1

出典：法務省資料による。

### (2) 更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】

更生保護施設については、一時的な居場所の提供を行うだけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害のある者、薬物依存症者に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能を果たすことが求められるなど、現行の更生保護施設の枠組みが構築された頃と比較して、多様かつ高度な機能が求められるようになり、その活動は難しさを増している。こうした現状を踏まえ、法務省は、今後の更生保護事業の在り方について検討を行うため、2018年度(平成30年度)には、有識者検討会及び実務者等による意見交換会を開催し、2019年度(令和元年度)には、「更生保護事業に関する地方別検討会」を開催した。2019年3月、有識者検討会から、更生保護施設における処遇や支援の充実強化等を内容とする「これからの更生保護事業に関する提言」を得た。提言においては、更生保護施設退所者へのフォローアップの重要性等についての指摘がなされ、これを更生保護施設の処遇の一部として明確に位置付けるための制度の充実や見直し等が求められた。これを踏まえ、更生保護施設退所後の支援の充実を図るため、2021年(令和3年)10月から、全国8施設において訪問支援モデル事業を開始することとしている(【施策番号27】参照)。

また、更生保護施設を設置・運営する民間事業者の多くはその経営基盤が脆弱であり、これを安定させることが求められていることを踏まえ、法務省では、更生保護施設の安定的な運営基盤の確保を図るため、2019年度に、更生保護施設の支出状況の分析等の実態調査及びその結果を踏まえた運営マニュアルを作成した(【施策番号96】参照)。

## 4 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

### (1) 再犯防止活動への民間資金の活用の検討【施策番号96】

法務省は、2019年度（令和元年度）に、「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式<sup>※10</sup>の案件組成のための調査研究」（【施策番号97】参照）を行った<sup>※11</sup>。同調査研究の結果も踏まえ、2021年度（令和3年度）からソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）<sup>※12</sup>により、少年院に在院している少年のうち、学習意欲のある者について、少年院在院中に学習支援計画を策定し、その出院後に継続的な学習支援を行う事業（資6-96-1参照）を開始することとしている。

また、更生保護女性会やBBS会を始めとする更生保護関係団体は、保護観察対象者等の立ち直り支援に加え、広く地域社会の安全・安心に資するため、子ども食堂や学習支援セミナーの実施など、犯罪予防や再犯防止に関する活動を行っている。しかし、これらの取組は更生保護関係団体の自己資金や身近な関係者からの寄付を財源としていることが多く、継続が困難である場合も少なくない。そこで、法務省は、2019年度に、不特定多数の人々からインターネット経由で必要な資金や協力を調達するクラウドファンディングを活用した民間資金調達に関する実践研究を行い、更生保護関係団体による効果的な民間資金の活用、更には更生保護や再犯防止の取組に対する国民の理解促進を図ることを目的とした実践マニュアルを作成した（資6-96-2参照）。さらに、BBS会員に対しては、クラウドファンディングをより身近に感じてもらうために、クラウドファンディングに挑戦したBBS会員が出演する教材動画をBBS会の各種研修用に作成した。その結果、2021年3月末までに、4つのBBS連盟又はBBS会、3つの更生保護法人、1つの更生保護女性連盟がクラウドファンディングに挑戦した。

さらに、2020年（令和2年）8月には、更生保護法人日本更生保護協会において、「立ち直り応援基金」が創設された。これは、民間資金を活用する方策の一つとして、犯罪や非行からの立ち直り支援に賛同する個人・企業・団体等から、インターネット等を通じて広く寄附を集め、集められた寄附金を、全国で行われている草の根の立ち直り支援活動に助成する仕組みであり、法務省がその広報を担っている（詳細について、【コラム9】参照）。

※10 成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success、PFS）

国又は地方公共団体が、民間事業者に委託等して実施させる事業のうち、その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、地方公共団体が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動する方式。

※11 「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究に係るコンサルティング業務調査等結果報告書」URL（<http://www.moj.go.jp/content/001318667.pdf>）



※12 ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）

PFSの一類型であり、PFS事業を受託した民間事業者が当該事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行うもの。

資6-96-1 再犯防止分野におけるSIB事業について

再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）事業について

ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）とは

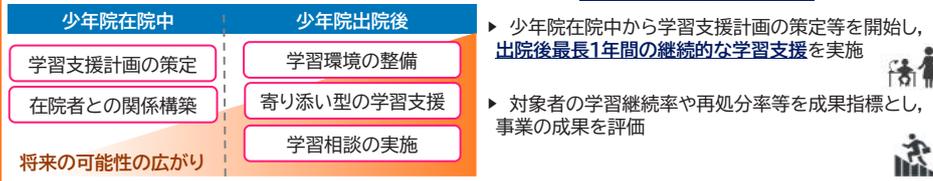
あらかじめ合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる**成果連動型民間委託契約方式（PFS）**の一類型であり、**外部の民間資金を活用**した官民連携による社会課題解決の仕組み

ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）のスキームとメリット



再犯防止分野におけるSIB事業（非行少年への学習支援（令和3年度から））

官民連携の柔軟かつきめ細やかな学習支援により、**学びの継続と充実を図る**

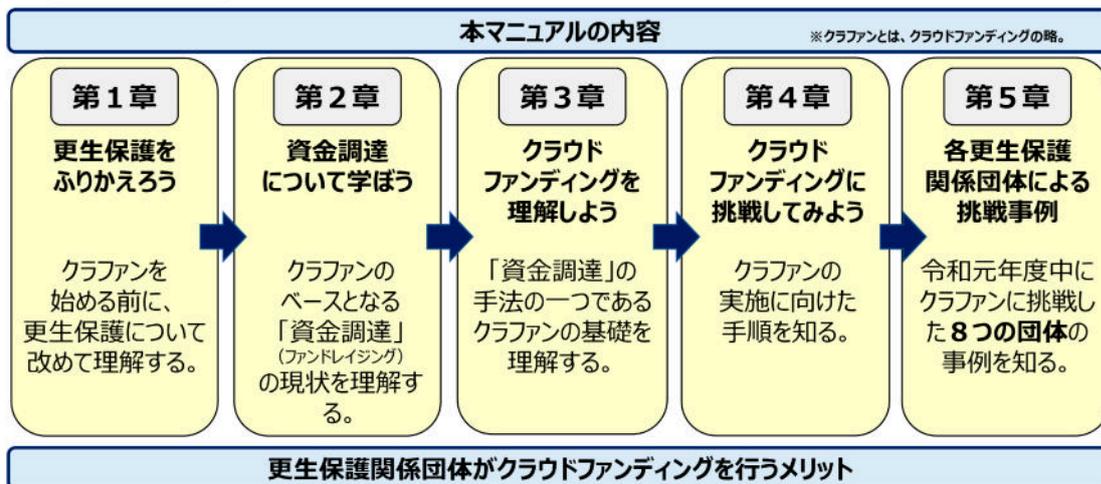


出典：法務省資料による。

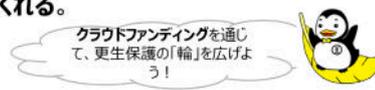
資6-96-2 更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアルの概要

更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアル

- 更生保護関係団体（保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設、更生保護協会）が**クラウドファンディング**を行うために必要なノウハウを分かりやすく掲載したもの。
- ※**クラウドファンディング**とは、インターネットを活用し多くの人々に協力を呼びかけ、活動資金を募ることを言う。



- 資金の問題から、これまでやりたくてもできなかった活動を実施することができる。
- クラウドファンディングを通じて、これまで**更生保護に関わりのなかった人たちに活動を知ってもらう**ことに繋がる。
- 活動の趣旨に共感する人たちが、**会員や支援者として仲間に加わってくれる。**



出典：法務省資料による。

## 立ち直れる。その思いをツナグ ～立ち直り応援基金の創設～



立ち直り応援基金

### 法務省保護局

2020年（令和2年）8月、更生保護法人日本更生保護協会において、「立ち直り応援基金」が創設されました。この基金は、犯罪や非行からの立ち直りに賛同する、個人・企業・団体等からインターネット等を通じて広く寄附を集め、集めた寄附金を、全国の草の根の立ち直り支援活動に助成するものです。日本更生保護協会が運営を行い、法務省保護局が広報を担う、という役割分担で実施しています。

#### 1 創設の経緯

「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）や、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）においては、更生保護に携わる民間協力者の活動基盤をより強固なものとするため、クラウドファンディングや基金等を含め、民間資金の活用を促進していくこととされています。その背景には、犯罪や非行からの立ち直りを支援する民間協力者の財政基盤の脆弱さがあり、その活動の多くにおいて、関係者の熱意によるところが大きいことが挙げられます。

#### 2 立ち直り応援基金の仕組み

これらのことを受けて創設されたのが、「立ち直り応援基金」です。インターネットを通じて誰もが一口1,000円から参加することができる、最も身近な立ち直り支援のカたちです。現在、日本では、コロナ禍の影響もあり、様々な募金やクラウドファンディングが行われ、かつてないほど寄附の機運が高まっていますが、その中でも、「犯罪や非行からの立ち直り」を一つの社会的価値とし、その価値への賛同を募る立ち直り応援基金は、大きな挑戦であると考えています。寄附募集の取組を通じて、これまで更生保護とのつながりが少なかった個人や企業等と一緒に取り組んでいく雰囲気が生まれることが期待されます。写真にありますとおり、賛同を募る方法においても、食堂での寄附メニューの展開や、寄附型自動販売機の設置等、創意工夫を凝らした多様な取組に挑んでいます。

そして、集めた寄附金は、全国各地の立ち直りに資する居場所づくりの活動や、更生保護に携わる草の根の活動に助成されます。助成により安定した基盤において、民間協力者が安心して活動に臨むことができるようになれば、そこから新たな着想に基づく活動や、これまでにはなかった新たな連携等が生まれてくることも期待されます。

#### 3 立ち直り応援基金のホームページ

本基金のホームページは、独立行政法人福祉医療機構の御協力により、福祉・保健・医療の総合情報サイトである「WAM NET」に掲載されています。サイトを開いてクリックしていくことにより、一口1,000円からクレジットカード決済で寄附をすることが可能です。

#### 4 未来に向けて、持続可能な「立ち直り支援」を

2021年度（令和3年度）に2年目を迎えた立ち直り応援基金は、その取組をますます充実させるとともに、より多くの企業・個人・団体等とパートナーシップを結び、草の根の立ち直り支援活動を、持続可能なものとして未来につないでいけるよう、チャレンジを続けてまいります。新たな被害者も、新たな加害者も生まれない社会づくりを担っている全国の民間協力者の活動に賛同してくださる皆さま、「立ち直り応援基金」への御賛同と応援を、どうぞよろしくお願い申し上げます。



法務省の省内に寄附型自動販売機を設置



法務省の食堂にて寄附メニュー「立ち直り応援カレー」を提供

## (2) 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号97】

法務省は、2019年度（令和元年度）に実施した、「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究」において、社会的成果（インパクト）<sup>※13</sup>を含む成果指標やその評価方法についても検討を行い、その調査研究結果の報告を公表した（【施策番号96】参照）。

また、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（2020年（令和2年）3月成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）（資6-97-1参照）において、再犯防止を含む3分野が重点分野とされたことも踏まえ、法務省では、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した再犯防止事業（【施策番号96】参照）を実施するとともに、地方公共団体が再犯防止分野で同様のスキームを活用する際にいかすことができるよう、前記事業を通じて得られる知見を蓄積・共有することとしている。

※13 社会的成果（インパクト）  
事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果。

## 資6-97-1 成果連動型民間委託契約方式アクションプランの概要

成果連動型民間委託契約方式(PFS:Pay For Success)アクションプラン(令和2年度～4年度)の概要	
PFSとは	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体等が、民間事業者に委託等して実施させる事業のうち、</li> <li>・その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、</li> <li>・地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動するもの</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の取組を参考に分野横断的なガイドラインを作成する。また、重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）については具体的な成果指標の例示等を行う事業実施の手引きを作成するなど、案件形成に向けた情報面での支援等を行う。</li> <li>・これにより、重点3分野を中心にPFSの活用事例の蓄積を進めつつ、地方公共団体等のニーズ等を踏まえながら、まちづくりなど重点3分野以外にも横展開を進める。</li> </ul>
分野	主な取組事項
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 共通のガイドラインの作成【成果指標の設定やその評価の方法、支払条件等についての考え方の整理 等】</li> <li>➢ PFSを活用する地方公共団体等に向けた支援【地方公共団体における導入可能性の検討支援 等】</li> <li>➢ PFS事業の横展開に向けた理解促進等【PFSポータルサイトを通じた情報提供(<a href="https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html">https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html</a>) 等】</li> <li>➢ PFSの補助制度の検討</li> </ul>
医療・健康 介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 分野別のPFS事業実施のための手引きの作成【PFS事業の実施手順、成果指標、実施体制等の例示 等】</li> <li>➢ 支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備【地方公共団体が保有するデータの活用方法に関する情報提供 等】</li> <li>➢ 横展開を進めるための支援事業等の実施</li> <li>➢ PFSの普及啓発【セミナー等の実施、各種会議の場における情報提供 等】</li> <li>➢ 交付金・補助金等の既存の制度枠組みにおけるPFS事業の普及促進策の実施【保険者努力支援交付金においてPFS事業に対する支援を行うほか、保険者機能強化推進交付金において、PFSの活用を評価】</li> </ul>
再犯防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 分野別のPFS事業実施のための手引きの作成【PFS事業の実施手順、成果指標、実施体制等の例示 等】</li> <li>➢ 支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備【成果指標が改善した場合の政策効果について、先進的な事例等をもとに参考となる情報を集約】</li> <li>➢ 事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討</li> <li>➢ PFSの普及啓発【地方公共団体に対する各種会議等の場における情報提供等の実施 等】</li> </ul>
目標	令和4年度末において、重点3分野でのPFS事業を実施した地方公共団体等の数を100団体以上とする。

出典：内閣府資料による。

## 5 民間協力者との連携の強化

### (1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】

法務省は、矯正施設では、受刑者や少年院在院者等に対し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行う篤志面接委員<sup>※14</sup>や受刑者や少年院在院者等の希望に基づいて宗教上の儀式行事及び教誨を行う教誨師<sup>※15</sup>、保護観察所では、保護観察官と協働で保護観察及び生活環境の調整を行う保護司等、多くの民間協力者（【コラム8】参照）の協力を得て、犯罪をした者等の処遇を行っている。

2020年（令和2年）は、矯正施設において、篤志面接委員が1万2,534件の面接・指導を、教誨師が1万3,536件の教誨を実施した。

保護観察所においては、保護観察及び生活環境の調整を行うに当たり、保護観察官及び保護司の協働態勢を基本としているところ、保護司に過度な負担がかからないよう、保護観察官は医学、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識をいかし、保護観察の実施計画の策定、保護観察対象者の動機付け、処遇困難な保護観察対象者に対する直接的な指導監督や専門的処遇プログラム等を実施し、保護司は地域事情に通じているといった特色をいかし保護観察対象者と定期的に面接し、生活状況の把握や日常的な指導・助言を行うなど適切な役割分担を行っている。また、保護

※14 篤志面接委員

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアであり、2020年12月現在の篤志面接委員は1,396人である。

※15 教誨師

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティアであり、2020年12月現在の教誨師は1,925人である。

司の負担を軽減するため、保護観察又は生活環境の調整の実施上特に必要な場合には、複数の保護司で事件を担当する保護司の複数担当制を導入している。2020年度は、保護観察で674件、生活環境の調整で533件の複数担当を実施した。

検察庁において、地域の実情に応じて、弁護士会との間で協議会等を開催するなどし、再犯の防止等のための連携体制を強化している。

## (2) 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】

法務省及び検察庁は、民間協力者に対し、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に提供を行っている。

保護観察所において、継続的に保護観察対象者等の指導や支援を行う保護司や更生保護施設職員、自立準備ホームの職員等に対し、生活環境の調整の段階から保護観察期間を通して、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等に関する必要な情報を提供している。

また、BBS会員に保護観察対象者に対する「ともだち活動」を依頼するなど、民間協力者に一時的な支援を依頼するときも、保護観察対象者等の情報を提供することが必要と認められる場合には、当該情報の取扱いに十分配慮しつつ、必要かつ相当な範囲で適切に提供している。さらに、民間協力者に対する研修等を通じて、保護観察対象者等の個人情報が適切に取り扱われるよう周知徹底を図っている。

## (3) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】

法務省及び検察庁は、民間協力者を対象に実施する研修等（【施策番号110、114】参照）において、犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供している。

矯正施設職員は、全国篤志面接委員連盟や全国教諭師連盟が主催する研修会等で講話等を行い、矯正施設の被収容者の処遇に関する知見等を提供している。また、教育委員会等からの依頼に基づき、学校教員等に対して、少年院職員による児童・生徒の行動理解及び指導方法に関する内容の講演、研修講義等を実施している。

少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、地域における関係機関・団体からの依頼に応じて、臨床心理学等の専門的な知識を有する職員を学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会等に派遣し、非行や子育てについての講話や、青少年に対する教育・指導方法についての助言を行っている。主な内容としては、「最近の少年非行の特徴」、「思春期の子どもの心理と接し方」、「非行防止のための家庭の役割」等で、2020年（令和2年）は745件の講演・研修会を実施した。

更生保護官署職員は、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員等の更生保護ボランティアを対象とする研修において、犯罪をした者等の支援に関する知見を提供し、民間協力者による効果的な支援が行われるよう働き掛けている。2020年度においては、2019年度（令和元年度）に引き続き刑の一部の執行を猶予された薬物依存を有する保護観察対象者が増加傾向にあるため、保護司に対する研修等の機会を通じて、薬物依存を有する保護観察対象者等の処遇に関する知見等を提供した。

さらに、経験豊かな保護観察官等が講師となって、比較的経験年数の少ない更生保護施設の職員を対象に、犯罪をした者等の処遇に関する基礎的知識の習得等を目的とした研修を実施している。加えて、更生保護施設の新任施設長を対象に、業務の管理、入所者の自立に向けた処遇の企画、職員の統括及び地域社会との調整に必要な知識等を得ること等を目的とした研修をそれぞれ実施している。犯罪をした者等の就労支援を行っている就労支援事業者機構（【施策番号7】参照）が行う協議会の参加者や社会福祉法人等の民間協力者に対しては、更生保護官署職員や検察庁職員が、最近の施策や就労支援を始めとする再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなどし、犯罪をした者等の支援

に関する知見等を提供・共有している。

なお、法務総合研究所は、毎年犯罪白書において、再犯・再非行の概況を基礎的データとして示すとともに、2017年（平成29年）版犯罪白書においては、「更生を支援する地域のネットワーク」を特集し、再犯防止に向け、官民一体となった地域のネットワークを構築するための基礎資料を提供した。また、同白書全文を法務省ウェブサイト（<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/64/nfm/mokuji.html>）で公開し、広く知見等の共有を図った。

## 第2節 広報・啓発活動の推進等

### 1 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

#### (1) 啓発事業等の実施【施策番号101】

法務省は、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間である7月を中心に、積極的な広報・啓発活動を展開している。2019年度（令和元年度）は、再犯防止啓発月間のメインイベントとして、中央（東京都内）及び全国8ブロックにおいてシンポジウムを開催したものの、2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、シンポジウムは中止し、ポスター等の広報媒体やSNSを活用しての広報啓発を行った。2021年（令和3年）1月には、オンラインによる再犯防止広報・啓発イベント「再犯防止ってなに？～誰ひとり取り残さないまち、そこでは～」をYouTube法務省チャンネルで生配信し、「国と地方が連携した再犯防止・更生支援の取組」をテーマとして取り上げた。番組では、山本舞衣子氏（フリーアナウンサー）がコーディネーターを務め、奈良県、愛知県、宮城県の各県で行われている再犯防止の取組をVTRで紹介しながら、トラウデン直美氏（モデル・タレント）、鈴木健一氏（伊勢市長）、野口義弘氏（協力雇用主）らコメントーターによるクロストークを行った（写真6-101-1参照）。

#### 写真6-101-1 オンラインによる広報・啓発イベントの様子



写真提供：小学館集英社プロダクション

#### 資6-101-1 第70回“社会を明るくする運動”ポスター



出典：法務省資料による。

また、法務省は、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

ラ〜」を主唱している。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である。2014年（平成26年）12月に犯罪対策閣僚会議において決定した「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」において、全ての省庁を本運動の中央推進委員会の構成員にするとともに、2015年（平成27年）からは、毎年、国民の理解を求める内閣総理大臣メッセージを発出する等、政府全体の取組としてその重要性が高まっている。再犯防止啓発月間である7月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージや、ポスター等の広報啓発資材を活用し、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発を行っている。

2020年に実施した第70回“社会を明るくする運動”では、全国で2万7,256回の行事が実施され、延べ57万7,047人が参加した。同運動では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、デジタルサイネージ等を活用した非接触型の広報や、ソーシャルネットワーキングサービス等の多様な媒体を用いた広報等が行われた。また、若年層を始めとする幅広い年齢層の方々にとって身近で親しみの持てるような広報を展開するため、更生保護マスコットキャラクターである「ホゴちゃん」の活用、吉本興業株式会社と連携した広報・啓発活動が行われた（資6-101-1参照）。

法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別をなくし、社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、人権啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

なお、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。2020年における刑を終えた人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の件数は5件であった。

検察庁において、学生や一般の方々を対象に実施する広報活動等において、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなど、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進している。

## C O L U M N 10

### 第71回“社会を明るくする運動”が推進する「生きづらさを包み込むコミュニティづくり」

法務省保護局

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”（以下、このコラムにおいて“社明”<sup>しゃめい</sup>といいます。）は、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。この“社明”<sup>しゃめい</sup>は、2021年（令和3年）に第71回を迎え、“生きづらさを、生きていく”をテーマに、全国各地で展開されています。

#### 1 コロナ禍が露わにした“生きづらさ”

“社明”<sup>しゃめい</sup>は、戦後の荒廃した社会の中で非行少年の増加を憂えた東京・銀座の商店街の有志によって開催された「銀座フェア」が起源です。当時の商店街有志の方たちが、不幸な少年たちの将来をどうにか希望のあるものにしたい、暗く困難な社会を明るく照らし出したい、という願いを自然と抱くようになってきたことは、想像に難しくありません。

そして、今はこのコロナ禍という困難な時代です。“生きづらさ”を抱えながらも、人と人との絆を失わず、支え合いながら暮らしていきたい、社会をよりよいものにしていきたいという現代の切実な願い

は、“社明”<sup>しゃめい</sup>がその始まりから持つ理念と共鳴するのではないだろうか。そのような考えから、今年の“社明”<sup>しゃめい</sup>のキーワードを「生きづらさ」に据えました。

## 2 “生きづらさ”と持続可能性

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会を目指すという目標は、この令和の時代において、いまだ取り残されている人たちは誰なのか、という問題意識を照らします。犯罪や非行が起きた背景を考えると、経済的・社会的貧困、虐待やいじめの問題、孤独や孤立の問題、様々な依存の問題等、犯罪や非行をした人たちは、それぞれ“生きづらさ”を抱えていることが少なからずあります。

しかし、“社明”<sup>しゃめい</sup>は、“生きづらさ”を一つの背景として犯罪や非行に至った人が、自らの罪としっかり向き合って立ち直ろうとすると、例えその“生きづらさ”が消えることはなくとも、絆と支え合いにより、再び罪を犯すことなく「生きづらさを、生きていく」ことができると考えます。その先に、安全・安心な社会があり、そして、そのような社会こそが、サステナブル、持続可能なものではないかと思うのです。

## 3 “生きづらさ”とコミュニティ

現在、立ち直りを献身的に支援してくださっているのは、更生保護に携わる多くの民間協力者の方々です。そして、私たちは、より多くの方々に、地域や立場等を越えて、立ち直りを支援するコミュニティの輪に参加していただきたいと考えています。どのような参加の在り方であっても、それぞれの支援が重層的に組み合わせることによって、層の厚い豊かなコミュニティが育っていくのです。また、そのようなコミュニティは、“社明”<sup>しゃめい</sup>のもう1つの目標である「そもそも犯罪や非行の起こらない社会づくり」にも寄与するものです。SNSで、「#社明71」「#生きづらさを、生きていく」を発信いただくことは、“社明”<sup>しゃめい</sup>の考え方への共感と応援の声となります。ぜひ、御協力ください。



リーフレット



法務省保護局  
公式Twitter



法務省保護局  
公式Instagram



法務省公式  
YouTubeチャンネル



社会を明るくする運動  
ホームページ



QRコード

## (2) 法教育の充実【施策番号102】

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育であり、法教育の実践は自他の権利・自由の相互尊重のルールである法の意義やこれを守る重要性を理解させ、規範意識をかん養することを通じて再犯防止に寄与するものである。

法務省は、法教育の普及・啓発を進めるため、法教育推進協議会を開催し、学校における学習指導

要領を踏まえた法教育の実践の在り方や教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等について多角的な視点から検討を行っている（2020年度（令和2年度）は、成年年齢引下げに向けた法教育施策の検討を含め、8回開催。）。

なお、2020年度は、2022年（令和4年）4月に成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえて、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向けのリーフレット（[資6-102-1](#)参照）を作成し、全国の高等学校、教育委員会等に配布した。

また、法教育の具体的な内容やその実践方法をより分かりやすくするため、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、これらの教材の利用促進を図るため、同教材を活用したモデル授業例を法務省ウェブサイトで公開している。

このほか、法教育の担い手である教員に法教育の具体的な実践方法を習得してもらうため、教員向け法教育セミナーを実施している。

さらに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレット（[資6-102-2](#)参照）を作成し、全国の教育委員会等に配布しているほか、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童・生徒や、一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育授業を実施している。

矯正施設では主に少年鑑別所が実施しており、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、教員研修において少年院・少年鑑別所に関する内容を始めとする少年保護手続等について講義を行うほか、参観の機会等を利用して少年鑑別所の業務等について説明を行うなどの法教育を行っている。主な内容としては、「少年保護手続の仕組み」、「特定の非行・犯罪の防止（薬物・窃盗・暴力等）」、「生活態度・友達づきあい」、「児童・生徒の行動理解及び指導方法」等であり、2020年度には、約400回、延べ約2万4,200人に対して法教育を実施した。

保護観察所において、学校との連携を進める中で又は広報の一環として、保護観察官や保護司が学校等に赴いて、更生保護制度等に関する説明を行うなどの法教育を実施しており、2020年度中には、約140回、延べ約8,000人に対して法教育を実施した。

検察庁において、学生や一般の方々に対し、刑事司法制度等に関する講義や説明等を実施するなどし、法教育を推進している。





資6-102-2 法教育に関するリーフレット

## 生きるチカラ！ 法教育

法務省では、法教育の普及・推進に力を入れています！

「法教育」を身近に感じてもらえるよう、公募により法教育マスコットキャラクターに選ばれた「ホウリス君」です。

**法教育とは…**

法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。

法務省では、学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践方法など、法教育の推進の在り方について多角的な視点から検討を行うとともに、法教育の普及・推進に取り組んでいます。

× 法律の条文や法制の内容について記憶させる、知識型教育  
○ 法の背景にある価値、法やルール役割、意義を考える思考型教育

**法教育が目指すもの**

法教育では

- ① 社会の中でお互いを尊重しながら生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることへの理解を深める
- ② 他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりする力を養う

ことを通じて、**自由で公正な社会を支える人材の育成**を目指しています。

**法教育の主な内容**

- 法やルールの意義、役割、より良いルールの作り方
- 契約自由の原則など私法の基本的な考え方
- 個人の尊重、自由、平等などといった法の基礎となっている基本的な価値
- 司法の役割や裁判の特徴

法教育に関する  
お問合せ先 **法務省大臣官庁司法法制司司法法制課司法制度第二係**  
TEL：03-3580-4111（内線 2362）  
Email：houkyuukaku@moj.go.jp

法務省ホームページ  
法教育ページ <http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>

法務省

**高校生向け**

新必修科目  
【公共にも対応！】

**題材一覧**

- (1) ルールづくり（合意形成を図る）  
（例）ルールを考案しよう！  
（海水浴場の利用ルールを作ろう）  
（大学入試のアドヴァンティ、アサシオンについて考えよう）
- (2) 私法と契約（贈与とは何か）
- (3) 競争原理・民法（競争原理・何が責任をめぐって）  
（標榜競争・思いやりの争い）  
（保身防衛隊）  
— 連絡先は「見人」なの—

ワークシート 指導計画案

公益財団法人 消費者教育支援センター 主催  
消費者教育教材資料表彰2019  
優秀賞

この教材は、「消費者教育教材資料表彰2019」の優秀賞を受賞しました。

高校生向け冊子教材  
[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/house10\\_00038.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/house10_00038.html)

**モデル授業例の公開**

「法教育教材の活用方法をより詳しく知りたいたい」、「児童・生徒のリアクションや学習効果が気になる」といった方の参考となるよう法教育教材の学校現場における具体的な活用事例を、モデル授業例としてまとめ、法務省ホームページで公開する取組を行っています。

**<主な内容>**

- 実演、実践、実習、実験教材等
- 単元・単元、学習指導要領上の位置付け
- 本時の目標、展開、指導上の留意点
- 成果と課題（生徒の感想など）

**教員の指導力向上に向けた取組の実施**

法教育の実践方法を習得していただくため、法教育教材の活用方法、学校現場での法教育の実施に焦点を当てた「教員向け法教育セミナー」の開催や、教育委員会等の教員向け研修への講師派遣などの取組を行っています。

**法務省職員による出前授業の実施**

学校や地域の集まりに、法務省職員（法務局、検察庁、弁護士、少年検、少年審判官、保護観察所等の職員）や保護司を派遣して法教育出前授業を実施しています。

出前授業の実施内容については、各機関により異なりますので、具体的なご依頼に当たっては、個別にお問い合わせください。

※お問合せ先はこちらからご確認ください。  
<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/houkoku02.html>

**<出前授業の主なテーマ・内容>**

（法務局） ・契約（約束） ・預け物や物の貸し借りなど） ・相続手続の流れ （相続所、少年院、少年鑑別所） ・非行、犯罪の防止	（検察庁） ・裁判員制度 ・検察官判例集 ・刑事手続の流れ （保護観察所） ・非行、犯罪の防止 ・更生保護制度
--	---

法教育教材の送付をご希望の方、教員研修への講師派遣をご希望の方、法務省の法教育の取組についてお知りになりたい方は、表紙に記載したお問合せ先までご連絡ください。

**法教育教材の作成・配布**

法教育の具体的な内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、法教育に関する教員向けの冊子教材及び視聴覚教材を作成し、各学校に配布しています。学校における授業のほか、教員研修、教員養成課程など、様々な場面で法教育の取組にご活用ください。

法教育教材は法務省ホームページでも公開しており、どなたでもご利用いただくことができます。

**法教育教材のポイント**

- ① 法学と教育現場、教育学の両方から内容を監修
- ② 指導要領上に学習指導要領上の位置付けや指導計画を記載
- ③ 加工可能なデータを格納したDVDを、各冊子教材の巻末に添付

**冊子教材の特色**

- 児童・生徒用のワークシートや資料付き
- 児童・生徒にとって身近で取り組みやすいテーマ

**視聴覚教材の特色**

- 冊子教材の内容を映像化
- 「ホウリス君」が丁寧に解説
- 場面ごとにチャプター設定

⇒ 法律の専門家ではない先生方にも活用しやすい内容

**小学生・中学生向け**

**題材一覧**

**<小学生向け>**

- (1) 自分の権利の行い方とその解決
- (2) 約束を守ること、守る心
- (3) めもこの解決
- (4) 信頼化社会における契約の自由と知る権利

**<中学生向け>**

- (1) ルールづくり
- (2) 自由に使えるルールを作ろう！（マシンのルールを作ろう）
- (3) 私法と消費者保護
- (4) 民法

小学生向け冊子教材  
[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/house10\\_00036.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/house10_00036.html)

中学生向け冊子教材  
[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/house10\\_00037.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/house10_00037.html)

**小学生・中学生向け**

**題材一覧**

**<小学生向け>**

- (1) ルールづくり
- (2) 自由に使えるルールを作ろう！（マシンのルールを作ろう）
- (3) 私法と消費者保護
- (4) 民法

**<中学生向け>**

- (1) ルールづくり
- (2) 自由に使えるルールを作ろう！（マシンのルールを作ろう）
- (3) 私法と消費者保護
- (4) 民法

**（例）約束って何だろう？**  
（視聴覚教材イメージ）

小学生・中学生向け視聴覚教材  
<http://www.youtube.com/MOJLchann>

**ルールについての法教育題材例**

以下の題材例の解説等は、法務省ホームページに掲載の高校生向け法教育教材「未来を切り拓く法教育」をご覧ください。  
[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/house10\\_00038.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/house10_00038.html)

**「ルールのない村」(教材 P20)**

新あるところに「ルールのない村」がありました。

今日もたくさん遊んでます。

「これからたくさん遊んでほしい。約束を守りましょう！」

「約束って何だろう？」

「約束って何だろう？この村にルールを作るとしたら、どんな内容にすればいいかな？」

**海水浴場のルールづくり (教材 P26)**

住居 一部の海水浴場が近くに家を建てたりして、海水浴場の安全に支障をきたしている。しかし、おまのルールを制定して、安全な海水浴場にする。

住居 海水浴場の安全に支障をきたしている。しかし、おまのルールを制定して、安全な海水浴場にする。

住居 海水浴場の安全に支障をきたしている。しかし、おまのルールを制定して、安全な海水浴場にする。

ホウリス君には、人気観光地の海水浴場があるんだけど、観光客の増加に伴い様々な問題が起きているよ。君としては、観光客を減らさなければ、一方で住民などから苦情が来ているから、利害関係人の話を聞きながら、海水浴場の利用に関するルールを制定して、問題を解決を図りたいんだ。

みんなで話し合って、問題解決のためのルールを作ってみよう！

令和元年12月発行

出典：法務省資料による。

## 2 民間協力者に対する表彰【施策番号103】

内閣官房及び法務省は、2018年度（平成30年度）から、内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」（写真6-103-1参照）において、地域社会における防犯活動に加え、再犯の防止等に関する活動の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体についても表彰の対象とすることとし、2020年度（令和2年度）には、法務省を含む関係省庁や地方公共団体から推薦を得て、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった合計8の個人及び団体を表彰した（資6-103-1参照。公益財団法人日本盲導犬協会島根あさひ訓練センターについては、【コラム11】参照。）。

写真6-103-1

令和2年安全安心なまちづくり関係功労者表彰式の様子



写真提供：法務省

### 資6-103-1 令和2年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞団体及び活動概要

受賞団体	活動概要
吉岐地区更生保護女性会	<ul style="list-style-type: none"> <li>“社会を明るくする運動”行事への参加や登下校時の見守り運動を実施</li> <li>地域交流の場を子どもに提供して非行防止活動を実施</li> </ul>
NPO法人SFD21JAPAN	<ul style="list-style-type: none"> <li>アームレスリングを通じた青少年の立ち直り支援を実施</li> <li>社会的自立支援を実施して青少年の更生を支援</li> </ul>
株式会社新来島どっく	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社工場を松山刑務所大井造船作業場として提供することなどを通じ、受刑者の改善更生や円滑な社会復帰、地域住民の理解の促進に貢献</li> </ul>
京都BBS連盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>非行少年の学習支援等を行う「ともだち活動」を実施</li> <li>外部機関と連携し、少年の学習補助、家庭訪問等を実施</li> </ul>
公益財団法人日本盲導犬協会 島根あさひ訓練センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI刑務所である島根あさひ社会復帰促進センターにおいて受刑者の改善更生プログラム「盲導犬パピー育成プログラム」を実施</li> </ul>
社会福祉法人山形市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>多機関と連携し、孤立・困窮により罪を犯した者等への福祉的支援を実施</li> <li>再犯防止のための入口支援のアドバイザーとして活動</li> </ul>
田川警察署少年補導員連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>街頭補導活動や少年の見守り活動を実施</li> <li>非行防止や健全育成に向けた広報啓発活動等を実施</li> </ul>
豊島区保護司会	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年問題に関する相談対応の実施</li> <li>外部機関と連携し、薬物依存症者の回復プログラムを実施</li> </ul>

※50音順。敬称略。

## C O L U M N 11

島根あさひパピープロジェクトの活動に  
国から「安全安心なまちづくり」の表彰公益財団法人 日本盲導犬協会  
島根あさひ訓練センター長

佐々木 重紀

「島根あさひ社会復帰促進センターにおける盲導犬パピー育成プロジェクト（略称：島根あさひ盲導犬パピープロジェクト）」は、訓練生（受刑者）が盲導犬候補の子犬を育成するという日本初の試みとして2009年（平成21年）4月にスタートした。盲導犬候補の子犬を、訓練生とボランティアが協力しながら育てている。訓練生の社会復帰の促進と同時に、パピーウォーカー（子犬飼育ボランティア）の不足を補うことで盲導犬育成頭数増加にもつながる画期的なプロジェクトと言える。

2020年（令和2年）11月には第12期を迎え、2021年（令和3年）5月現在、4頭の子犬が訓練生の手で育てられている。委託時には、その腕の中で寝息を立てていたパピー（子犬）たちが、10か月後には抱き上げることもできないほど立派に成長する。パピーたちが協会に引き渡される旅立ちの時に、訓練生たちの目に光る涙が、本プロジェクトの意味を物語っていると感じる。これまでに62頭が育ち、うち14頭が盲導犬として活躍している。

これまでに課題も多数あった。センター内の規律を保ちながらも、パピーたちにとって快適な環境であること、将来、盲導犬になるために必要なしつけや社会性を育むことが求められている。訓練生の再犯防止と良質な盲導犬育成の両立へ向けて、関係者皆でプロジェクト内容の検討や改善を重ね現在に至っている。

本プロジェクトと並行して、中四国地域唯一の盲導犬育成施設として島根あさひ訓練センターが2008年（平成20年）10月に開設された。担う役割は多岐にわたり、視覚障害者へ盲導犬や白杖での歩行指導を実施するほか、相談やリハビリテーション事業、盲導犬同伴でも問題なく活動できる社会環境整備などがある。全ての事業は、目の見えない人、見えにくい人の社会参加とQOL（Quality of Life）の向上を目的とするものである。

これらの事業は、ボランティアをはじめ地域の方々の協力なくしては成り立たない。島根あさひ盲導犬パピープロジェクトでは、地域のパピーウォーカーが毎週末子犬を預かり、訓練生とともにひとつの命を育てていく。訓練生とパピーウォーカーがパピー手帳を通じて子犬の様子を伝えあう中で、お互いの「つながり」も芽生える。このつながりが訓練生のその後になんらかの影響を与えているのではないかと想像する。協会も地域とのつながりを大切に育んできた。

こうした地道な活動が認められ、2020年には嬉しい出来事があった。訓練生の改善指導プログラムとして「盲導犬パピーを育てる」という活動に11年間協力してきたとして、島根あさひ訓練センターが、内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」（【施策番号103】参照）の受賞者に選ばれたのである。地域のボランティアとも連携して本プロジェクトを通して、2009年から2020年1月までに訓練生276人の社会復帰に寄与したことが認められ、このたびの受賞となった。2020年10月16日には、首相公邸で表彰式が行われ、井上幸彦協会理事長が参列し、菅義偉首相（当時）からは、受表彰者に対して、「安全で安心な日常は、自助・共助・公助、そして人々の絆から生まれる。このような地道な活動は地域の絆をつくる」と、今後の活躍への期待が述べられた。

ずっしりとした記念の楯をいただき、改めてこの12年間を振り返ると同時に、その期待と責任の重さを実感している。この栄誉は、協会だけのものではない。島根あさひ社会復帰促進センター、訓練生やそれを支える地域ボランティアや御支援者皆様との連携あってこそである。更なる活動へ向け、皆様とともに歩んでいきたい。



訓練のため島根あさひ社会復帰促進センターに預けられたパピーたち



訓練生がパピーたちを訓練する様子

特集1

特集2

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料

